

防火管理者の資格について

- 1 「講習修了資格」は、講習種別によって「甲種」と「乙種」とに区分されます。
- 2 甲種防火管理講習修了者は、すべての事業所において、防火管理者になることができる資格です。
- 3 乙種防火管理講習修了者は、下表に該当する比較的小規模な事業所において、防火管理者に選任することができます。
- 4 「甲種」は、約2日間の講習、「乙種」は、約1日間の講習（1日目）を受講する必要があります。

乙種防火管理講習修了者でも防火管理者になることができる事業所

事業所の用途	規模・収容人員
劇場、映画館、集会場等	延べ面積が300㎡未満のもの 又は 収容人員が30人未満のテナント等
遊技場、カラオケボックス等	
飲食店、スナック等	
物品販売店	
旅館・ホテル	
病院・診療所	
保育園、幼稚園、こども園	
通所の社会福祉施設等	
主として避難が困難な要介護者・障がい者以外の方が入所、入居、宿泊する社会福祉施設等 ※1	
上記の用途が存する複合施設 (例：1階飲食店・2階住宅)	
共同住宅	延べ面積が500㎡未満のもの 又は 収容人員が50人未満のテナント等
小学校、中学校、高等学校等	
図書館、美術館等	
神社、寺院、教会等	
工場、作業場、倉庫等	
事務所等	

※1 高齢者については、要介護区分3～5の方が半数に満たない施設、障がい者については、要支援区分4～5の方が8割に満たない施設
詳しくは、消防局予防課予防係（TEL 29-5126）までお問い合わせください。